

平成29年川俣町議会第2回定例会会議録

平成29年川俣町議会第2回定例会は、3月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 村上源吉君	3番 菅野清一君
4番 斎藤博美君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 高橋真一郎君	12番 高橋道也君

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 村上源吉君	3番 菅野清一君
4番 斎藤博美君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
11番 高橋真一郎君	12番 高橋道也君	

4. 欠席議員は、次のとおりである。

10番 遠藤宗弘君

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	佐藤金正君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育長	神田紀君	教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君
子育て支援課長	佐藤真寿夫君	生涯学習課長	山口功君
農業委員会会長	鳴原秀雄君	選挙管理委員会委員長	佐藤覚雄君
代表監査委員	斎藤庸夫君	総務課長補佐	佐藤義則君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大内彰	書記	長岡健一
		書記	菅野春華

7. 会議事件は、次のとおりである。

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

(閉会中の議員の辞職許可及び委員の選任)

総務産業常任委員会副委員長の互選結果について

議会運営委員会委員長の互選結果について

選挙第 6 号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙について

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

議報告第 2 号 教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について

報告第 1 号 寄附採納報告

報告第 2 号 専決処分の報告について

(専決第 1 号 川俣南小学校体育館改築工事請負契約の一部変更について)

議案第 2 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 2 号 平成 28 年度川俣町一般会計補正予算 (第 7 号))  
(説明)

議案第 3 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 3 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成 29 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例) (説明)

議案第 4 号 川俣町原子力災害復興基金条例 (説明)

議案第 5 号 山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例 (説明)

議案第 6 号 川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 9 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例 (説明)

議案第 10 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 11 号 川俣町営住宅条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 12 号 山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 13 号 町道路線の認定について (説明)

議案第 14 号 平成 28 年度川俣町一般会計補正予算 (第 8 号) (説明)

議案第 15 号 平成 28 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

(説明)

議案第16号 平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)(説明)

議案第17号 平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(説明)

議案第18号 平成28年度川俣町水道事業会計補正予算(第3号)(説明)

議案第19号 平成29年度川俣町一般会計予算(説明・質疑・付託)

議案第20号 平成29年度川俣町国民健康保険特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第21号 平成29年度川俣町介護保険特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第22号 平成29年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算

(説明・質疑・付託)

議案第23号 平成29年度川俣町水道事業会計予算(説明・質疑・付託)

議案第24号 平成29年度川俣町簡易水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第25号 平成29年度川俣町奨学資金特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第26号 平成29年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算

(説明・質疑・付託)

議案第27号 平成29年度川俣町小島財産区特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第28号 平成29年度川俣町飯坂財産区特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第29号 平成29年度川俣町大綱木財産区特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第30号 平成29年度川俣町小綱木財産区特別会計予算(説明・質疑・付託)

議案第31号 平成29年度川俣町山木屋財産区特別会計予算(説明・質疑・付託)

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋道也君） ただいまの出席議員は、11人です。定足数に達しておりますので、平成29年第2回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時03分)

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第1，議席の指定を行います。

今回、補欠選挙により当選された村上源吉君の議席は、川俣町町議会会議規則第4条により、2番に指定します。

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第2，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、4番議員 斎藤博美君、5番議員 菅野意美子君を指名します。

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第3，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営については、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋清美君） 皆さん、おはようございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る3月6日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期は本日から27日までの19日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、去る2月26日に町議会議員の補欠選挙が行われ、村上源吉議員が当選されましたので、議席の指定を行い、諸般の報告の中で、閉会中の議員の辞職許可及び閉会中の総務産業常任委員会、予算常任委員会、決算常任委員会、議会運営委員会の委員の選任について報告をいたします。

次に、総務産業常任委員会副委員長の互選結果、議会運営委員会委員長の互選結果について報告をいたします。

次に、伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

以上が、議会関係の委員の選任等についてであります。

次に、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果等報告、寄附採納報告等を受けます。その後、一般議案12件、平成28年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の補正予算5件について提案内容の説明を受けます。

次に、平成29年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成特別会計、各財産区特別会計の当初予算、以上13件について提案内容の説明と質疑を行い、予算常任委員会に付託し、午後4時ごろ散会の予定であります。

本会議終了後は、予算常任委員会を開催をしていただき、審査日程等を決めていた

できます。その後、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。

第2日目の10日金曜日は、議案調査のため休会、第3日目の11日は土曜日、第4日目の12日は日曜日のため休会、第5日目の13日、月曜日は、議案調査のため休会とし、午後1時30分から全員協議会を開催していただきます。

第6日目の14日火曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は、5名の方を予定をしております。

第7日目の15日水曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般議案2件、平成28年度補正予算5件の質疑・討論・採決を行い、正午ごろ散会の予定であります。その後、1時30分から全員協議会を開催していただきます。

第8日目の16日木曜日は、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。

第9日目の17日金曜日は、予算常任委員会を開催をしていただき、平成29年度当初予算について審査をお願いいたします。

第10日目の18日は土曜日、第11日目の19日は日曜日、第12日目の20日は祝日のため休会といたします。

第13日目の21日火曜日は、午前が休会、午後から予算常任委員会を開催をしていただきます。

14日目の22日水曜日は、予算常任委員会を開催をしていただきます。

15日目の23日木曜日は、午前が休会、午後から予算常任委員会を開催をしていただきます。

16日目の24日金曜日は、午前に予算常任委員会を開催をしていただきます。その後、午後1時から議会運営委員会、午後3時から全員協議会を開催をし、最終日に向けた追加議案等の協議をお願いいたします。

第17日目の25日は土曜日、18日目の26日は日曜日のため休会といたします。

本定例会最終日であります、第19日目の27日月曜日は、午前が休会、本会議を午後1時に開議し、各常任委員長から請願・陳情の審査結果及び付託議案の審査結果について報告を受けた後、一般議案10件の質疑・討論・採決、平成29年度当初予算13件の討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了し、午後5時ごろ散会の予定であります。

以上のおり決定いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） ただいま報告しました日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第4、諸般の報告。

ここで私のほうから、閉会中の議員の辞職許可及び委員の選任について報告いたします。

高橋道弘議員から2月7日付で辞職願が提出され、同日許可いたしました。

村上源吉議員を3月1日付で総務産業常任委員、予算常任委員、決算常任委員に選任いたしました。

3月2日に総務産業常任委員会を開催していただき、議会運営委員に新関善三議員を選任していただきましたので、同日、新関善三議員を議会運営委員に選任いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第5，総務産業常任委員会副委員長の互選結果についてを議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 以上、報告のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第6，議会運営委員会委員長の互選結果についてを議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 以上、報告のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第7，選挙第6号「伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

伊達地方衛生処理組合議会議員に斎藤博美君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました斎藤博美君を伊達地方衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました斎藤博美君が伊達地方衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま伊達地方衛生処理組合議会議員に当選しました斎藤博美君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第8，本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第9，町長から提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤金正君） 提案要旨の説明に入りますが、改めて、皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回川俣町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が2件、議案は30件であります。議案の内訳といたしましては、専決2件、一般議案10件、補正予算5件、平成29年度当初予算18件であります。失礼しました。平成29年度当初予算13件であります。

これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町長就任に当たって所信を述べさせていただきます。

平成29年2月26日の川俣町町長選挙におきまして、町民皆様からご支援、ご支持をいただき、川俣町長に選任いただきましたことに、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は、高校卒業後に家業である農業を営み、農村地域の自足発展のために現場の状況を町政に反映させたいという思いのもとに、42歳の時に町会議員となりました。その後、さらに皆様からのお支えをいただき、福島県議会議員として4期14年務めさせていただきました。

今回、町長選に立候補いたしましたのは、長年築き上げてきた私の政治経験をこれまで長きにわたり私を支えてくださった町民の皆様、そしてふるさと再生のために、最大限生かしたいと考えたためであります。

東日本大震災、そしてあの原発事故から6年が経過いたしました。これまで、町は復興、そして発展を目指し、さまざまな施策を行ってまいりましたが、いまだ自然豊かであった川俣町の姿を取り戻すためには、たくさんの課題を抱えております。山木屋地区につきましても、3月31日をもって避難指示の解除がされるものの、地区

の皆様生活にかかわるさまざまな課題が山積をいたしております。この現状を鑑み、一つ一つの問題を解決していかなければなりません。

また、この間、少子高齢化が急激に進行し、福祉や地域社会そのもののあり方に問われており、まさに今このときこそ、町にとってふるさとを後世に残していくため、極めて重要な時期であると認識をいたしております。

しかし、このような状況だからこそ、私たちは前を向いてさまざまなことに積極的にチャレンジしていかなければなりません。私は、全ての町民の皆様方と手と手を取りあい、知恵を絞れば必ず光が見えてくると信じています。一人一人の思いを受けとめ果敢にチャレンジしていけば、必ず夢と希望のあるふるすとは実現できると信じて挑戦したいと思っております。情熱を持ち続け、川俣町発展のために一生懸命務めることを申し上げ、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

町民各位、そして議員皆様方のお支え、ご理解、ご協力を心からお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提出議案等の要旨について説明を申し上げます。

報告第1号、寄附採納報告は、寄附採納34件について報告を行うものであります。

報告第2号、専決処分の報告については、南小学校の体育館改築工事請負契約において請負金額が変更となったため、専決処分により契約の変更を行ったことの報告であります。

次に、議案第2号、専決処分の報告及びその承認については、2月26日執行の町議会議員補欠選挙の必要額について、専決処分により一般会計補正予算に計上したため、その報告と承認を求めるものであります。

次に、議案第3号、専決処分の報告及びその承認については、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例について、見直しを行い、3月広報と合わせて町民への周知を図るために専決処分ですべての条例を改正したため、その報告と承認を求めるものであります。

次に、議案第4号、川俣町原子力災害基金条例については、かわまた復興発電会社からの寄付金を基金として積み立て、その基金を活用し、原子力災害からの復旧・復興の財源とするため基金を創設するものであります。

次に、議案第5号、山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例は、山木屋地区の復興及び住民の帰還促進に供するために、日用品及び飲食物を販売し、並びに地域の産業・観光情報の提供を行い、また、帰還者の生活の利便性向上のための行政サービス窓口を付属する施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

議案第6号、川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、マイナンバー法の改正に伴い、所要の改正を行い、本町における特定個人番号利用事務の円滑化を図り、また町民サービスの向上を図るためのものであります。

議案第7号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、行政区長、行政連絡員の皆様に係る報酬に

ついて、引き続き定める額の2倍の額とすることを規定し、円滑な町政の推進を図るものであります。

議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、介護時間制度の導入等所要の改正を行うものであります。

議案第9号、川俣町税条例等の一部を改正する条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例は、老朽化した町営住宅の用途を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第12号、山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例は、山木屋財産区管理基金の原資を増額するため、所要の改正を行うものです。

議案第13号、町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、町道12路線の認定をするものであります。

議案第14号、平成28年度川俣町一般会計補正予算（第8号）は、既定の予算額131億5,652万4,000円から、歳入歳出それぞれ6億7,762万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を124億7,889万5,000円とするもので、主に事業費の確定によるものや不用額の減額などの補正を行うものであります。

議案第15号から議案第18号までの4件は、各特別会計に係る今年度の補正予算です。

議案第19号、平成29年度川俣町一般会計予算について説明をいたします。復興・創生期間の2年目となる平成29年度川俣町一般会計予算の総額を88億4,200万円とし、前年度当初予算117億8,200万円に比べ、29億4,000万円、率にして25%減といたしました。これは、先月26日からの町長就任のために、政策的な経費については、出産祝金給付金や保育奨励給付金などの子育て支援に資する経費に加え、山木屋地区の学校教育再開に向けた山木屋小中学校建設事業など4月当初から実施が必要な事業等を計上し、必要最小限の事業費としたところであります。

次に、議案第20号から議案第31号までの12件につきましては、各特別会計に係る平成29年度の当初予算となります。それぞれの目的に応じた事業を実施するため所要額を計上したものであります。

以上、提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。



○議長（高橋道也君） 日程第10、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（高橋道也君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第1号「町道認定と整備改良に関する請願書」、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」、以上2件を総務産業常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第11、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、請願の処理経過並びに結果報告について（報告）は、お手元に配付したとおりであります。

次に、去る12月定例会で可決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたので報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（高橋道也君） 次に、一部事務組合等について報告いたします。

最初に、伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告願います。

5番 菅野意美子君。

○5番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成28年12月22日午前10時、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所に招集され、高橋道弘議員が出席してまいりました。

付議事件は、議案4件でありました。議案4件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（高橋道也君） 次に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成29年2月21日午後3時30分、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、佐藤喜三郎議員、黒沢敏雄議員、高橋道也議長とともに出席してまいりました。

付議事件は、選挙1件、議報告1件、議案2件でありました。

選挙1件は、議長選挙でありました。その結果、議長に高橋道也議員が当選をいたしました。

議報告1件の後、議案2件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告い

たします。

なお、細部につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで報告を終わります。

- 議長（高橋道也君） 最後に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について私から報告いたします。なお、この場からの報告をお許し願います。

平成29年2月20日午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会がすみ浄水場に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、議案2件でありました。

議案2件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部につきましては、お手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

◇

◇

◇

- 議長（高橋道也君） 日程第12，議報告第1号「例月出納検査の結果報告について」報告いたします。

議会事務局長。

- 議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

- 議長（高橋道也君） なお、例月出納検査の結果については、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

- 議長（高橋道也君） 日程第13，議報告第2号「教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について」を報告いたします。

議会事務局長。

- 議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

- 議長（高橋道也君） 日程第14，報告第1号「寄附採納」について報告いたします。

総務課長。

- 総務課長（佐藤広一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

- 議長（高橋道也君） 日程第15，報告第2号「専決処分の報告について（専決第1号川俣南小学校体育館改築工事請負契約の一部変更について）」を報告いたします。

教育次長。

- 教育次長（増賀喜芳君） 報告第2号、専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告する。

記

専決第1号 川俣南小学校体育館改築工事請負契約の一部変更について

平成29年3月9日

川俣町長 佐藤金正

次のページをお開きください。

専決第1号、川俣南小学校体育館改築工事請負契約の一部変更について  
次のとおり請負契約を変更する。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 川俣南小学校体育館改築工事  |
| 2 契約金額   | 変更前 3億9,312万円<br>(うち消費税及び地方消費税2,912万円)<br>変更後 3億9,647万4,480円<br>(うち消費税及び地方消費税2,936万8,480円) |
| 3 契約の相手方 | 川俣町字日和田8番地<br>古俣工務店・香野建設 特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社古俣工務店 川俣支店<br>支店長 古俣明美                     |

平成29年2月3日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

川俣南小学校体育館改築工事は、平成27年度、28年度の継続事業として、平成28年2月15日に、古俣工務店・香野建設特定建設工事共同企業体と請負契約を交わし、工事を進めておりましたが、工事の内容に変更の必要性が生じたため、平成29年2月3日に、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決による請負契約の一部の変更を行ったので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、工事は、2月24日に竣工いたしまして、3月1日から新体育館の使用が開始されたところでございます。

変更の内容といたしましては、体育館ステージ機器の機能性を高めるため、美術パトン1基から3基に増設したほか、校舎から体育館への渡り廊下に覆うフェンス43.5平米の増設を行いました。また、既存プールの汚水排水管が体育館敷地内に占有していたため、延長130メートルの排水管布設替えを実施したところでございます。これらの工事の変更に伴いまして、変更工事金額が335万4,480円増となり、当初の請負金額3億9,312万円から3億9,647万4,480円としたものでございます。

以上、報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第16，議案第2号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 平成28年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 議案第2号、専決処分の報告及びその承認について（専

決第2号 平成28年度川俣町一般会計補正予算(第7号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第17, 議案第3号「専決処分の報告及びその承認について(専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(羽賀洋一君) 議案第3号、専決処分の報告及びその承認について地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

記

専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

次のページをお開きください。

専決第3号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

条文の読み上げは省略させていただきます。

平成29年2月20日

川俣町長職務代理者川俣町副町長 伊藤智樹

ご説明申し上げます。

専決処分の報告及びその承認につきましては、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例の専決処分について報告し、その承認を求めるものであります。

これは、平成23年3月11日に発生しました東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、避難を余儀なくされた被災者の方々に、国の支援を受けながら、平成23年度以降の町民税等の減免を実施してまいりました。

こうした中で、国では、県内の被災町村や他の県の被災地等との公平性及び平等性の観点から、支援のあり方について見直しを進めており、引き続き国からの支援を受けるためにも、減免内容に変更をする必要があることから、平成29年度における減免措置の内容について町民の方々に周知を図るため、専決処分の方法により同条例を施行したものでございます。

それでは、主な内容につきましてご説明申し上げます。

先ほどお配りしました東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例の資料、概要をご参照いただきたいと思います。

第1条では、趣旨でございます。東京電力福島第一原子力発電所原子力災害の被害を受けた納税者等の納付すべき平成29年度の町民税、固定資産税(償却資産)、軽

自動車税及び国民健康保険税並びに介護保険料の減免については、川俣町税条例、川俣町国民健康保険税条例及び川俣町介護保険条例の規定にかかわらず、この条例に定めるところによると定めたものでございます。

第2条では、定義でございます。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を原子力災害と定めたものでございます。

第3条第1項は、町民税の減免の規定でございます。平成23年4月21日時点で、山木屋地区に住所を有した方等で、平成28年中における合計所得金額が1,000万円以下の方につきましては、所得階層別により減免をする規定でございます。

第3条第2項は、法人町税の均等割の減免の規定でございます。山木屋地区内において原子力災害により休業となった法人の方については、届出により法人町税の均等割相当額を減免する規定でございます。

第4条第1項は、固定資産税の償却資産に対する減免の規定でございます。山木屋地区内に所有する固定資産のうち償却資産に対する、課する固定資産税のうち、原子力災害により主な業務の用に供することができなくなった償却資産については、申請により減免をすることができる規定でございます。

第4条第1項第1号は、固定資産税の減免申請の提出の規定を、2号では、減免の決定通知の規定を、第3号では、減免申請期限の規定を定めたものであります。

第5条第1項は、軽自動車税の減免の規定でございます。山木屋地区内に有する軽自動車等で、賦課期日現在において使用していない軽自動車等につきましては、申請により減免をすることができる規定でございます。

また、第1項1号では、軽自動車税の減免申請の提出の規定を、2号では、軽自動車税の減免の決定通知の規定を、3号では、減免申請期限の規定を定めたものでございます。

第6条第1項では、国民健康保険税の減免の規定でございます。原子力災害により国民健康保険税の納税者が属する世帯が、表に掲げる事由に該当する、または該当していた場合は、表に掲げる割合に応じて減免する規定でございます。

第7条第1項及び第2項は、国民健康保険税の減免の適用除外の規定でございます。前条の規定において、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層の世帯に属する被保険者の平成28年の基準所得額の合計額が600万円を超える世帯を適用除外とする規定でございます。

第8条第1項は、介護保険料の減免の規定でございます。原子力災害により介護保険料の納税義務者が表に掲げる事由に該当する、または該当していた場合は、表に掲げる割合に応じて減免する規定でございます。

第9条第1項及び第2項は、介護保険料の減免の適用除外の規定でございます。前条の規定において、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の平成28年の合計所得金額が633万円以上の被保険者は、適用を除外する規定となっております。

第10条は、減免の取消しの規定でございます。附則においては、この条例は平成

29年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第9条の規定は、平成29年10月1日から施行する規定でございます。

以上、議案第3号、専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例）についての説明といたします。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第18、議案第4号「川俣町原子力災害復興基金条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 議案第4号、川俣町原子力災害復興基金条例（設置の目的）

第1条 東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害からの復旧及び復興に対処するための事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、川俣町原子力災害復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

以下、条文の読み上げは省略いたしますが、第2条においては、積立額を、第3条においては、管理を、第4条においては、その繰替運用についてを、第5条においては、運用益金の処理を、第6条においては、その処分についてを、第7条については、委任として管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、お願いいたします。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

（提案理由）

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害からの復旧及び復興事業に要する経費の財源に充てるため、基金により管理し運用を行う基準を定めようとするものである。

ご説明いたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害からの復旧及び復興に対処するための事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、川俣町原子力災害復興基金を設置するための条例を制定するものでございます。

この基金の運用につきましては、町も出資しております川俣復興発電合同会社の山木屋地区メガソーラー発電収入により、合同会社の維持管理費を差し引いた売電益を寄付していただき、それを積み立て、復興に必要な事業に予算の定めるところにより基金として積み立て、その基金の一部または全部を取り崩して、その財源に充てるた

めに制定するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、川俣町原子力災害復興基金条例制定の説明とさせていただきます。ご審議のほど可決いただけますようよろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇  
○議長（高橋道也君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。  
(午前10時59分)

◇ ◇ ◇  
○議長（高橋道也君） 再開します。  
(午前11時15分)

◇ ◇ ◇  
○議長（高橋道也君） 日程第19、議案第5号「山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 議案第5号、山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、山木屋地区復興拠点商業施設（以下「商業施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条以下の条文の読み上げは省略いたします。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

（提案理由）

山木屋地区の復興及び住民の帰還促進に供するために、日用品及び飲食物を販売し、並びに地域の産業・観光情報の提供を行い、また、帰還者の生活の利便性向上のための行政サービス窓口を付属する施設の設置及び管理に関する条例を制定するものである。

ご説明いたします。

本条例は、現在建設を進めております山木屋地区復興拠点商業施設の設置、管理に関し、所要の規定について制定するものでございます。

整備を予定する施設概要でございますが、施設管理棟には、行政サービス窓口を含む事務室、情報発信コーナー、トイレを。そして、小売店・食堂棟には、小売店、食堂、多目的ホールを。屋外には、屋根付きの多目的広場、食堂につながる飲食テラス、一般車63台、大型車4台収容の駐車場を整備するものでございます。

第2条は、施設の設置についてその目的及び概要を規定しております。

第3条は、施設の名称及び位置を規定しております。

第4条は、職員の配置について規定をしております。

第5条第1項は、管理運営計画を定めて運営することを規定しております。

同条第2項は、設置する室等に関して規定をしております。

同条第3項は、指定管理者制度の採用を可能とすることを規定しております。

第6条の第1項及び第2項は、商業施設運営委員会の設置について規定をしております。

第7条は、業務内容について規定をしております。

第8条は、使用等の制限について規定をしております。

第9条は、損害の賠償について規定をしております。

第10条は、委任として本条例の執行に関して必要な事項は、町長が定めることを規定をしております。

以上、説明といたします。ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） お諮りいたします。

日程第20、議案第6号から日程第26、議案第12号までは、条例の一部改正に関する議案です。

以上7件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、以上7件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第20、議案第6号「川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例」、日程第21、議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」、日程第22、議案第8号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第26、議案第12号「山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例」、以上4件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第6号、川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
川俣町個人情報保護条例（平成11年川俣町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

(提案理由)

地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことを可能とし、本町における特定個人番号利用事務の円滑化を図り、また町民サービスの向上を図るため改正するものでございます。

ご説明申し上げます。

この条例は、個人情報保護法改正法の第6条の規定により、新たに追加された改正後のマイナンバー法第19条第8号の規定により、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことを可能とするために改正するものでございます

以上、議案第6号の説明とかえさせていただきます。

続きまして、議案第7号であります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成25年川俣町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

(提案理由)

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故後の川俣町行政区長・行政連絡員の業務量を考慮した報酬とすることで、公正かつ責任ある職務の遂行を図り、円滑な町政の推進を図るためのものでございます。

ご説明申し上げます。

行政区長及び行政連絡員の皆様には、東日本大震災、それに伴い発生した福島第一原子力発電所事故以降、災害に関する広報紙の各家庭への配布や除染事業等の復興再生に向けた事業の実施に当たり、町と町民との間の連絡等を行っていただくなど、今までになく負担が生じてるところでございます。その職務は、以前よりも重要性を増しております。そのため、平成29年度の報酬については、引き続き定める額の2倍とすることを附則で規定するものでございます。

以上、議案第7号の説明にかえさせていただきます。

続きまして、議案第8号です。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年川俣町条例第6号）の一部を次のように改正する。

条文の読み上げについては、省略をさせていただきます。

後ろのページに行きます。

最後になりますが、

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、介護時間制度の導入のため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

本条例改正は、育児時間、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間制度の導入等のための所要の改正を行うものでございます。

介護時間制度とは、職員が介護に必要な配偶者や父母等の親族を介護するために必要な場合ですね、1日2時間まで休暇をとることができる制度でございます。

なお、この休暇は、無給休暇となり、休暇を取得した時間に対し、1時間当たりに換算した給与月額を減額されることとなります。それらの介護時間制度に関する規定を15条の2として追加するものでございます。

また、8条の3の改正については、育児を行う職員の深夜勤務や時間外勤務の制限の対象となる子に養子も含めるよう、範囲を拡大するものでございます。

その他の改正については、二つの改正に伴い、文言の整理を行ったものでございます。

以上、議案第8号の説明とかえさせていただきます。

続きまして、議案第12号、山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例

山木屋財産区管理基金条例（昭和51年川俣町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「維持管理」の次に「及び財産区住民の福祉増進のための事業（以下「管理等」という。）」を加える。

第2条中「900万」を「1,500万」に改める。

第5条中「管理」の次に「等」を加える。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

(提案理由)

山木屋財産区管理基金の原資を増額するため、所要の改正を行うものであります。ご説明申し上げます。

本改正は、山木屋財産区管理基金の原資を増額することなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。山木屋財産区管理基金条例は、基金の運用から生ずる収益を財産区の保有する山林等の維持管理に充てるため、昭和51年に施行されたものでございますが、昨年10月に東京電力株式会社より、原子力発電所事故に伴う放射性物質に汚染された森林への賠償金として、663万9,000円が支払われたため、そのうち600万を基金の原資として繰り入れるためのものでございます。

また、基金の運用から生ずる収益の充当先については、山林等の維持管理のほか、山木屋管理会で要望して、管理財産区住民の福祉増進のための事業を追加し、より広く山木屋地区及び山木屋住民へその利益を還元しようとするものでございます。

以上、議案第12号の説明にかえさせていただきます。

都合、計四つの議案についてご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第23、議案第9号「川俣町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第9号、川俣町税条例等の一部を改正する条例改正文の読み上げは、省略いたします。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

今回の税条例等の一部改正につきましては、平成28年度税制改正における地方税法等の一部改正する法律が、平成28年3月31日に公布されたこと、及び消費税の引き上げ延期に伴う地方税法及び地方交付税法の一部改正する法律の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に公布されたことから、川俣町税条例の規定について所要の改正を行うものであります。

それでは、お手元に配付させていただきました川俣町税条例等の一部改正する条例の概要により、ご説明させていただきます。

あわせて、新旧対照表をごらんください。

第1条、川俣町税条例の一部改正であります。第36条の2、1項でございますが、町民税の申告に関するもので、法律改正にあわせ名称変更する規定の整備を行うものであります。

附則第7条の3の2は、個人町民税の住宅借入金等特別控除に関するもので、消費税率10%への引き上げ時期が2年半延期されたことに伴い、住宅借入金等の特別控除の適用期間を2年半延長するものであります。

次に、第2条、川俣町税条例の一部を改正する条例の一部改正については、改正文の改正でございますが、法律改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

主な内容といたしましては、1点目は、第34条の4の法人税割の税率の規定についてであります。昨年6月の議会で議決を賜りました9.7%から6%への引き下げする規定について、施行期日が2年半延期されたことに伴い削除するものであります。

なお、本規定につきましては、次のページ後段において改めて規定を条文を盛り込めたものでございます。

2点目に、軽自動車税のグリーン化特例措置について、1年延長する規定をするものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。第2条中1条の2の改正でございます。

第18条の3は、納税証明事項の規定で、軽自動車税の環境性能割が新設されることに伴い、法律改正にあわせ軽自動車税を種別割に名称を変更するものであります。

第19条第1項は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定に関するもので、法律改正にあわせ、環境性能割の申告納付に対する遅延の規定をするもので、第2号及び第3号においては、環境性能割の申告書を規定するものでございます。

第34条の4の規定につきましては、先ほどご説明申し上げました法人税割の税率9.7%から6%へ引き下げる規定を改めて規定するものであります。

第80条第1項から第3項は、軽自動車税の納税義務者等に関する規定で、法律改正にあわせ環境性能割の納税義務者等について規定し、軽自動車税を種別割に名称を変更するものであります。

第80条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税範囲の規定で、法律改正により削除するものであります。

第81条は、軽自動車税のみならず課税に関する規定でございます。

第1項は、売買契約において売主が所有権を保留している場合、買主を取得者等として環境性能割を課するものとするものでございます。

第2項では、買主に変更があった場合、新たに買主を取得者等として課するものでございます。

第3項は、自動車販売業者等が環境性能割の申告納付の車両番号の指定を受けた場合、販売業者等を取得者として課するものでございます。

次に、3ページをごらんください。第81条の2でございます。日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税範囲の規定であります。先ほど削除しました規定の法律改正にあわせ、条番号を変更し、新たに規定するものでございます。

第81条の3は、環境性能割の課税標準の規定で、法規定の新設にあわせ、課税標準について取得に要する価格として算定した金額とするものであります。

第81条の4第1項は、環境性能割の税率に関する規定であります。

第81条の5は、環境性能割の徴収の方法に関する規定で、普通徴収の方法による規定でございます。

第81条の6は、環境性能割の申告納付について。

第81条の7は、環境性能割に係る不申告等に関する過料についての規定でございます。

第81条の8は、環境性能割の減免に関する規定をするもので、いずれも法規定の新設にあわせ、規定するものでございます。

82条の種別割の税率の規定から、次の4ページの第91条までの規定は、法律改正にあわせ、見出し及び本文中の軽自動車税を種別割に名称変更する規定であります。

次に、附則の改正規定でございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定で、法規定の新設にあわせ、当分の間、県が行う規定をするものでございます。

附則15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定を、附則第15条の4では、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例の規定をいずれも法規定の新設にあわせ、県知事が行うものとするものでございます。

また、附則第15条の5は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱交付の規定で、町が徴収取扱費として県に交付するものとする規定でございます。

附則第15条の6第1項は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定をしたものでございます。

次に、5ページをお開きください。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で、第1項では、法律改正にあわせ条文の改正を、第2項から第4項までの規定は、環境性能割の導入に伴い75%から25%の軽減のグリーン化特例の措置規定を削除するものであります。

続きまして、第2条、附則の改正の規定でございます。

改正附則第1条は、施行期日を定めたもので、公布の日から施行することとしておるところでございます。

同条第2号においては、町税等の一部改正する条例、附則第16条の改正規定の軽自動車のグリーン化特例の1年延長についての規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

第4号においては、法人町民税の税率の引き下げの新たな規定及び軽自動車税の環境性能割の新設、並びに種別割への名称変更する規定について、施行日を平成31年10月1日からとするものでございます。

第3条の2は、軽自動車税に関する経過措置を定めたもので、附則第16条の軽自動車税のグリーン化特例は、平成29年度分から適用するものであります。

第4条第1項においては、新条例で規定する軽自動車税の環境性能割の部分は、施行期日以後に取得された軽自動車等に適用するもので、第2項では、新条例で規定する軽自動車の種別割の部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、平成31年度分までについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で、議案第9号、川俣町税条例等の一部を改正する条例についての説明といた

します。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第24，議案第10号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第10号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例

川俣町介護保険条例（平成12年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正文の読み上げは、省略させていただきます。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

（提案理由）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）が公布されたことに伴い、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとするため、所要の改正をしようとするものである。

ご説明を申し上げます。

土地の売却等には、災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、特別控除額を控除した額を用いることとするに、見直しをするものでございます。

以上、議案第10号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議の上、可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第25，議案第11号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第11号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅条例（平成4年川俣町条例第2号）の一部を次のように改正する。別表1中「19」を「18」に改める。

別表2中「9」を「8」に改め、山木屋大清水住宅の項を削る。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月9日提出

川俣町長 佐藤金正

(提案理由)

老朽化した町営住宅の用途を廃止するため、所要の改正をするものである。

ご説明を申し上げます。

新旧対照表をあわせてお開き願います。

老朽化により使用できない住宅を用途廃止し、住宅戸数を3戸減とするものでございます。

別表1は、公営住宅法を適用する住宅ですが、七窪団地の戸数を19から18へ1戸減とするものです。内容は、25号、昭和37年建築、築55年、面積32.3平米を廃止するものでございます。

別表2は、公営住宅法を適用しないその他の住宅でございます。小作住宅の戸数を9戸から8戸へ1戸減とするもの。内容は、10号、昭和41年建築、築51年、面積42.97平米を廃止するものでございます。

また、山木屋大清水住宅、昭和57年建築で、築35年、面積168.15平米、1戸を廃止するものでございます。

以上で、議案第11号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第27、議案第13号「町道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第13号、町道路線の認定について

町道路線を次のように認定する。

1. 認定する路線、路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地の順に申し上げます。

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1132	仲ノ内支線2号	川俣町字仲ノ内84-2先	仲ノ内 地内
		川俣町字仲ノ内82-5先	
1133	壁沢団地1号線	川俣町字館30-10先	館 地内
		川俣町字館3-1先	
1134	壁沢団地2号線	川俣町字館3-1先	館 地内
		川俣町字館3-10先	
1135	壁沢団地3号線	川俣町字館3-1先	館 地内
		川俣町字館3-1先	
1136	壁沢団地4号線	川俣町字館30-10先	館 地内
		川俣町字壁沢10-34先	

1 1 3 7	壁沢団地 5 号線	川俣町字壁沢 9 - 1 0 先	壁沢 地内
		川俣町字壁沢 6 - 2 1 先	
1 1 3 8	壁沢団地 6 号線	川俣町字壁沢 9 - 1 3 先	壁沢 地内
		川俣町字壁沢 9 - 9 先	
1 1 3 9	壁沢団地 7 号線	川俣町字西戸ノ内 1 9 - 2 8 先	西戸ノ内 地内
		川俣町字西戸ノ内 1 9 - 2 8 先	
1 1 4 0	壁沢団地 8 号線	川俣町字壁沢 9 - 1 0 先	壁沢 地内
		川俣町字壁沢 1 0 - 2 5 先	
1 1 4 1	竹ノ内支線 2 号	川俣町字竹ノ内 4 - 1 3 先	竹ノ内 地内
		川俣町字竹ノ内 4 - 1 先	
2 3 4 6	学校前線	川俣町大字鶴沢字学校前 8 6 - 1 先	学校前 地内
		川俣町大字鶴沢字学校前 4 9 先	
2 3 4 7	蹄場・五郎次郎線	川俣町大字西福沢字蹄場 4 1 先	蹄場 地内
		川俣町大字西福沢字五郎次郎 5 1 - 1 先	

次のページをお願いします。

平成 2 9 年 3 月 9 日提出

川俣町長 佐藤金正

(提案理由)

町道路線の認定を行うにあたり、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得るものでございます。

位置図によりご説明を申し上げます。

3 ページの仲ノ内支線 2 号は、請願をいただいた路線でございます。

4 ページの 1 1 3 3、壁沢団地 1 号線、5 ページの壁沢団地 2 号線、6 ページの壁沢団地 3 号線、7 ページの壁沢団地 4 号線、8 ページの壁沢団地 5 号線、9 ページの壁沢団地 6 号線、1 0 ページの壁沢団地 7 号線、1 1 ページの壁沢団地 8 号線は、県営の復興公営住宅の開発に伴いまして、町へ移管される道路でございます。

1 2 ページの竹ノ内支線 2 号は、町道認定の要望があったものでございます。

1 3 ページの学校前線は、議会に請願のあったものでございます。

1 4 ページ、蹄場・五郎次郎線は、町道認定の要望があったもので、いずれも町道認定基準を満たしている路線でございます。

以上で、議案第 1 3 号、町道路線の認定についてのご説明といたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） お諮りいたします。

日程第28, 議案第14号から日程第32, 議案第18号までは、平成28年度各会計の補正予算です。

以上5件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、以上5件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第28, 議案第14号「平成28年度川俣町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(佐藤修一君) 議案第14号、平成28年度川俣町一般会計補正予算(第8号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 企画財政課長に申し上げます。

ここで、昼食のため休憩をとりますので、再開は午後1時といたします。

(午後0時00分)

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 再開します。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 午前に引き続き、議案第14号、平成28年度一般会計補正予算の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(佐藤修一君) 議案第14号、平成28年度川俣町一般会計補正予算(第8号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第29, 議案第15号「平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第30, 議案第16号「平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第31, 議案第17号「平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、以上3件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹野雅直君) 議案第15号、平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第16号、平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第17号 平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第32, 議案第18号「平成28年度川俣町水道事業会計補

正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

- 建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第18号、平成28年度川俣町水道事業会計補正予算（第3号）について説明した。

◇ ◇ ◇

- 議長（高橋道也君） 日程第33、議案第19号「平成29年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（佐藤修一君） 議案第19号、平成29年度川俣町一般会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

- 議長（高橋道也君） ここで休憩いたします。再開は2時10分といたします。  
(午後1時55分)

◇ ◇ ◇

- 議長（高橋道也君） 再開します。  
(午後2時10分)

◇ ◇ ◇

- 議長（高橋道也君） 議案第19号、平成29年度川俣町一般会計予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

- 議長（高橋道也君） 日程第34、議案第20号「平成29年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第20号、平成29年度川俣町国民健康保険特別会計予算について説明した。

- 議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第35、議案第21号「平成29年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第21号、平成29年度川俣町介護保険特別会計予算について説明した。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第36、議案第22号「平成29年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第22号、平成29年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について説明した。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第37、議案第23号「平成29年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第23号、平成29年度川俣町水道事業会計予算について説明した。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第38, 議案第24号「平成29年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(斎藤和弘君) 議案第24号、平成29年度川俣町簡易水道事業特別会計予算について説明した。

○議長(高橋道也君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第39, 議案第25号「平成29年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(増賀喜芳君) 議案第25号、平成29年度川俣町奨学資金特別会計予算について説明した。

○議長(高橋道也君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第40, 議案第26号「平成29年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長(寺島喜美夫君) 議案第26号、平成29年度川俣町工業団地造成事業特別

会計予算について説明した。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） ここで休憩いたします。再開は、午後 3 時 3 0 分といたします。

（午後 3 時 1 5 分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 再開します。

（午後 3 時 3 0 分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第 4 1，議案第 2 7 号「平成 2 9 年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第 2 7 号、平成 2 9 年度川俣町小島財産区特別会計予算について説明した。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第 4 2，議案第 2 8 号「平成 2 9 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第 2 8 号、平成 2 9 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算について説明した。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(高橋道也君) 日程第43, 議案第29号「平成29年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 議案第29号、平成29年度川俣町大綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長(高橋道也君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(高橋道也君) 日程第44, 議案第30号「平成29年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 議案第30号、平成29年度川俣町小綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長(高橋道也君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(高橋道也君) 日程第45, 議案第31号「平成29年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 議案第31号、平成29年度川俣町山木屋財産区特別会計予算について説明した。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。  
本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。  
よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◇

◇

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋道也君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから、予算常任委員会を開催していただきます。終了後、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員会委員長をお願いいたします。

あす10日金曜日は、議案調査のため休会といたします。11日土曜日、12日日曜日のため休会といたします。13日月曜日は、議案調査のため午前休会、午後1時30分から全員協議会を開催します。14日火曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

（午後3時53分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 高橋 道也

同 署名議員 齋藤 博美

同 署名議員 菅野 意美子